香 情 審 第 ２ ４ 号
令和８年　２月２５日

香芝市教育委員会　様

香芝市情報公開・個人情報保護審査会

会長　金　谷　重　樹

答申書

令和７年１０月２４日付け「香教学第〇〇〇号」で諮問のありました事案について、下記のとおり答申します。

記

審査会の結論

本件審査請求を棄却すべきである。

理　由

第１　審査請求の趣旨

香芝市教育委員会が、審査請求人に対し、令和７年４月４日付け「香教学第〇号」でした行政文書不開示決定のうち〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の合格者７人の履歴書に記載された①所有教員免許の欄及び②教員（校長、副校長、准校長、教頭、主幹教諭、主任教諭、首席教諭、教諭、常勤講師、非常勤講師、臨時講師等）及び〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇として勤務した職歴を不開示とした部分を取り消し、開示する。

第２　事案の概要

１　経緯

本件は、審査請求人が、香芝市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対し、香芝市情報公開条例（平成１２年条例第２８号。以下「条例」という。）に基づいて、「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の合格者７人の履歴書に記載された①所有教員免許の欄及び②教員（校長、副校長、准校長、教頭、主幹教諭、主任教諭、首席教諭、教諭、常勤講師、非常勤講師、臨時講師等）及び〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇として勤務した

職歴」の開示を請求（以下「本件開示請求」という。）したところ、教育委員会が全部を不開示とする決定（以下「本件処分」という。）をしたので、審査請求人が、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）に基づき、本件処分を取り消し、開示することを求めるものである。

２　前提事実等

⑴　条例

第７条柱書は「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。」と定め、第１号は「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。」と規定し、ただし書はイ、ロ及びハでそれぞれ「法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和２２年法律第１２０号）第２条第１項に規定する国家公務員・・・（省略）・・・地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２条に規定する地方公務員・・・（省略）・・・をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」を掲げている。

⑵　教育委員会が、本件処分のうち、審査請求があった部分を不開示とした理由

合格者が所有する免許及び勤務した職歴は個人に関する情報であり、公開することにより特定の個人を識別することができる可能性があり、また公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第７条第１号が定める不開示情報に該当する。

第３　争点及びこれに対する当事者の主張の要旨

１　争点

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○の合格者７人の各々の履歴書に記載されたその所有する教員免許並びに教員及び○○

○○○○○○○として勤務した職歴に係る情報が条例第７条第１号に定める不開示情報に該当するかどうか。

２　争点に対する当事者の主張の要旨

（審査請求人）

⑴　合格者が所有する教員免許並びに教員及び○○○○○○○○○○として勤務した職歴に係る情報は、それらを公開しても特定の個人を識別することは不可能である。

⑵　合格者が所有する教員免許並びに教員及び○○○○○○○○○○として勤務した職歴に係る情報が開示されなければ、合格者が審査請求人の所有する教員免許及び職歴と同等以上の○○○○○○に関する専門性を有するかどうか、すなわち審査請求人が不合格とされた理由が明らかにできない。

（教育委員会）

⑴　合格者が所有する教員免許並びに教員及び○○○○○○○○○○として勤務した職歴に係る情報は特定の個人を識別することができるものであり、また職歴に係る情報は、特定の個人を識別することができない場合であっても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるから条例第７条第１号に定める不開示情報に当たる。

⑵　開示請求に係る情報が不開示情報に該当するかどうかは条例の規定に基づいて判断されるものであるから、合格者が所有する教員免許並びに教員及び○○○○○○○○○○として勤務した職歴に係る情報が開示されなければ審査請求人が不合格とされた理由が明らかにできないとする審査請求人の主張には理由がない。

第４　当審査会の判断

まず、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○の合格者７人の各々の履歴書に記載されたその所有する教員免許並びに教員及び○○○○○○○○○○として勤務した職歴に係る情報は、個人に関する情報であり、かつ、合格者が少人数であることから、特定の個人を識別することができ、又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものである。

また、仮にこれらの情報が特定の個人を識別することができ、又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものでないとしても、教員免許を有するかどうか、有する場合、その種別は何か、また教員及び○○○○○○○○○○として職歴を有するかどうか、有する場合、その内容はいかなるものであるかに係る情報は、個人に関する情報であり、しかも個人の価値観や人生観等を含むところの、当該個人がいかなる人生を歩

んできたかの情報であるから、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると解するのが相当である。

そして、これらの情報が条例第７条第１号ただし書イ、ロ及びハの定める情報のいずれにも該当しないことは明らかである。

そうすると、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○の合格者７人の各々の履歴書に記載されたその所有する教員免許並びに教員及び○○○○○○○○○として勤務した職歴に係る情報は、条例第７条第１号に定める不開示情報に該当する。

なお、審査請求人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○の合格者７人の各々の履歴書に記載されたその所有する教員免許並びに教員及び○○○○○○○○○として勤務した職歴に係る情報が開示されなければ合格者が審査請求人の所有する教員免許及び職歴と同等以上の○○○○○○○に関する専門性を有するかどうか、すなわち審査請求人が不合格とされた理由が明らかにできない旨を主張する。しかしながら、条例の解釈及び運営に当たっては、個人に関する情報の保護に最大限の配慮をしなければならないことが規定されており（条例第３条）、たとえ本件処分によって、審査請求人の本件開示請求の目的が達成できなかったとしても、条例第７条第１号に該当する個人に関する情報は、同号イないしハに掲げる例外に該当しない限り、これを開示することはできない。

以上のとおりである当審査会は審査会の結論のとおり答申する。

以　上